



奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

No. 165

2012 FEB. 2

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：
関西障害者定期刊行物協会
編集人：奈良県自閉症協会
支部長&事務局：河村舟二
〒639-1005
大和郡山市矢田山町 84-10
購読料1部 100円
会員は会費に含まれています。

障害者

権利条約のキーワードである「合理的配慮」について、中教審・特別支援教育の在り方に関する特別委員会の下に設置されていた、「合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ (WG)」で議論されました。平成24年2月13日にこの報告書が公表されました。障害者の権利に関する条約は平成18年12月13日ニューヨークで採択され、日本は平成19年9月28日ニューヨークで署

名はしたものの、まだ批准はしていません。批准すると「署名をした条約の内容について国家が最終確認を行い、条約に拘束されることについて同意を与えること」なので、国内法との調整などに時間がかかっているようです。障害者権利条約第2条には「合理的配慮とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合に

において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」とあります。今回のWGの報告書には自閉症や発達障害者への「合理的配慮」のとりえかたに興味深いところがあります。文部科学省のホームページに公開されていますので皆さんも是非ご覧になってください。(河村)

平成24年2月13日
合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告(概要)
一学校における「合理的配慮」の観点—
はじめに
○中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会の下に平成23年5月27日、本ワーキンググループを設置。障害当事者及び保護者より、障害種別における「合理的配慮」を含む配慮すべき事項等について聴取し、障害種別の検討を行いつつ、障害種を超えた共通事項を整理する過程の中で、「合理的配慮」の観点について整理。また、ワーキンググループとして「合理的配慮」について定義。
○「合理的配慮」は新しい概念であり、また、障害者基本法において、新たに「可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び

生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ」と規定された趣旨をも踏まえて、本ワーキンググループにおいて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた障害のある子どもに対する「合理的配慮」の観点について整理を行った。学校教育においてこれまで行われてきた配慮を、今回、本ワーキンググループにおいて「合理的配慮」の観点として改めて整理したことで、それぞれの学校における障害のある子どもへの教育が一層充実したものになっていくことを願ってやまない。また、「合理的配慮」については、教育委員会、学校、各教員が正しく認識して取り組むとともに、当事者及び保護者に適切な情報提供を行うことが求められる。さらに、地域における理解啓発を図るための活動を進めることが求められる。

1. 「合理的配慮」の定義等について

(1) 「合理的配慮」の定義
○条約の定義に照らし、本ワーキンググループにおける「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。
○「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)日発行

衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて共通理解を図る必要がある。

(2)「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

○障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、合理的配慮の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。

これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。(別紙1:合理的配慮と基礎的環境整備の関係)

本ワーキンググループにおいて現状と課題を整理した。また、「合理的配慮」については、個別の状況に応じて提供されるものであり、これを具体的かつ網羅的に記述することは困難であることから、本ワーキンググループにおいては、「合理的配慮」を提供するに当たっての観点を「合理的配慮」の観点として、○1 教育内容・方法、○2 支援体制、○3 施設・設備について、それぞれを類型化するとともに、観点ごとに、各障害種に応じた「合理的配慮」を例示するという構成で整理した。

2. 「合理的配慮」の決定方法等について

○決定に当たっての基本的考え方として、学校教育に求めるものは、障害者の権利に関する条約第24条第1項の目的である、

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

と方向性を同じくするものであり、「合理的配慮」の決定に当たっては、これらの目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。

○「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。個別の指導計画にも活用されることが望ましい。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。また、学校・家庭・地域社会における教育が十分に

連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要であることを共通理解とすることが重要である。さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

○移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。個別の教育支援計画の引継ぎ、学校間や関係機関も含めた情報交換等により、「合理的配慮」の引継ぎを行うことが必要である。また、発達や年齢に応じた配慮を意識することが必要である。さらに、高等学校については、入学者選抜における一層の配慮を行うこと、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要であるとともに、障害のある生徒に対するキャリア教育や就労支援の充実を

図っていくことが重要である。また、私立学校に在籍する幼児児童生徒についても、公立学校と同様の支援が受けられることが望ましい。

○多様な学びの場の確保のため「基礎的環境整備」として設置されている通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要である。それぞれの学びの場における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

○障害のある子どもが通常の学級で学ぶことを可能な限り配慮していくことが重要である。他方、十分な教育を受けられるようにするためには、本人及び保護者の理解を得なが

ら、必ずしも通常の学級で全ての教育を行うのではなく、通級による指導等多様な学びの場を活用した指導を柔軟に行うことも必要な支援と考えられる。

3. 基礎的環境整備について (それぞれの現状と課題について整理)

○「合理的配慮」の充実を図る上で、「基礎的環境整備」の充実が欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市町村は、障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。「基礎的環境整備」については、「合理的配慮」と同様に体制面、財政面を勘案し、均衡を失した又は過度の負担を課さないよう留意する必要がある。現在の財政状況に鑑みると、そのためには、共生社会の形成に向け

た国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であり、それにより、財政的な措置を図る観点を含めインクルーシブ教育システム構築のための施策の優先順位を上げていく必要がある。なお、「合理的配慮」は、「基礎的環境整備」を基に個別に決定されるものであり、それぞれの学校における「基礎的環境整備」の状況により、提供される「合理的配慮」は異なることとなる。

- (1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- (2) 専門性のある指導体制の確保
- (3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- (4) 教材の確保
- (5) 施設・設備の整備
- (6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- (7) 個に応じた指導や学びの場の設

定等による特別な指導

(8) 交流及び共同学習の推進

4. 学校における「合理的配慮」の観点

○「合理的配慮」は、個々の障害のある幼児児童生徒の状態等に応じて提供されるものであり、多様かつ個別性が高いものであることから、本ワーキンググループにおいては、その観点について以下のとおり整理した。

○障害のある幼児児童生徒については、障害の状態が多様だけでなく、障害を併せ有する場合や、障害の状態や病状が変化する場合もあることから、時間的な経緯により必要な支援が異なることに留意する必要がある。また、障害の状態等に応じた「合理的配慮」を決定する上で、ICF (国際生活機能分類) を活用することが考えられる。

○各学校の設置者及び学校が体制

面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。その際は、「合理的配慮」を決定する際において、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供するかなどについて関係者間で共通理解を図る必要がある。

○障害種別に応じた「合理的配慮」は、全ての場合を網羅することはできないため、その代表的なものと考えられる例を示している。示されているもの以外は「合理的配慮」として提供する必要がないということではなく、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。また、障害種別に応じた「合理的配慮」を例示しているが、複数の種類の障害を併せ有する場合には、各障害種別に示している「合理的配慮」を柔軟に組み合わせることが適当である。(別紙2:(1)

ー2ー1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮の例)

○「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、全てが同じように決定されるものではない。設置者及び学校が決定するに当たっては、本人及び保護者と、個別の教育支援計画を作成する中で、「合理的配慮」の観点を踏まえ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<(1)ー1 教育内容>

(1)ー1ー1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な

知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

(1)ー1ー2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断する機会を増やすこと等に留意する。

<(1)ー2 教育方法>

(1)ー2ー1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮 (別紙2:(1)ー2ー1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮の例)

障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材 (ICT 及び補助用具を含む) の活用について配

慮する。

(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保
治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、障害の状態により、実施が困難な学習活動についての活動内容・方法を工夫するとともに、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健

康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

<「合理的配慮」の観点(2) 支援体制>

(2) - 1 専門性のある指導体制の整備

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても

理解啓発を図るための活動を行う。

(2) - 3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

<「合理的配慮」の観点(3) 施設・設備>

(3) - 1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設の

バリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

(3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

(3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。

5. 関連事項

以下の事項については、障害種別における「合理的配慮」をまとめる際に、併せて整理を行ったものであり、特別委員会において検討されることが望まれる。

(1) 早期からの教育相談・支援について

(2) 学校外・放課後等における支援について

(3) 教職員の確保及び専門性の向上について

別紙1：合理的配慮と基礎的環境整備の関係 (PDF:67KB)

別紙2：「(1) -2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮」の例

**合理的配慮等環境
整備検討ワーキング
グループ報告別表**

(自閉症・情緒障害のみを抜粋)

(1) - 1 - 1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障害の特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

○自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法に独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う。(動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える 等)

(1) - 1 - 2 学習内容の変更・調

整
認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障害の状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

○自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う。(理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること 等)

(1) - 2 - 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

○自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する。(写真や図面、模型、実物等の活用)また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

(1) - 2 - 2 学習機会や体験の確保
治療のため学習空白が生じることや障害の状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

○自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実

際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。

(1) - 2 - 3 心理面・健康面の配慮
適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障害について理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障害に起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

的学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理

的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

○情緒障害のある児童生徒等の状態(情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等)に応じた指導を行う。(カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応 等)また、自閉症の特性により、二次的な障害として、情緒障害と同様の状態が起きやすいことから、それらの予防に努める。

(2) - 1 専門性のある指導体制の整備

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

○自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

(2) - 2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

障害のある幼児児童生徒に関して、障害によって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、

障害のある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障害のない幼児児童生徒が考え実践する機会や障害のある幼児児童生徒自身が障害について周囲の人に理解を広げる方法を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

○ 他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

(2) - 3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障害のある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対

応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障害の状態等を考慮する。

○ 自閉症や情緒障害のある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

(3) - 1 校内環境のバリアフリー化

障害のある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障害の状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障害のある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

○ 自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりなどする。

(3) - 2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

幼児児童生徒一人一人が障害の状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障害の状態、障害の特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

○ 衝動的な行動によるけが等が見ら

れることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚(明るさやちらつきへの過敏性等)を踏まえた校内環境を整備する。

(3) - 3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。○ 災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態(パニック等)を想定し、外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。



**「地域の就労支援の在り方
に関する研究会」
ヒアリングへの意見**

社団法人 日本自閉症協会
会長 山崎晃資

[設問]

- 1) 求職活動を行うに当たって、各就労支援機関に求めること(支援など)はなん ですか。
- 2) 企業において継続して働き続けるために、各就労支援機関に求めること(支援など)はなんですか。
- 3) 1及び2のほか、各就労支援機関に求めること(支援など)はなんですか。

上記設問について意見を出すに当たっては、その前提として以下のような状況があることをまず申し述べ

このケースが職場内で苦慮している内容に、「健常者として働くか、障害者として働くか」を求められたり、「休職し病気を治してくるか、訓練を受けるように」と指導されたり、「この仕事は合わないからと退職を」と迫られたりなど、職場で人と相談できる関係になく本人が追い詰められているということがある。支援者はいるが、外部で本人に関わるのみで、雇用者側に関わることができにくい。本人と雇用者側の直接的なやりとりになるので、本人が言葉で説明ができない、話ができず“やりとりにならない”状況になりやすく、相互にずれてしまう。支援者などの第三者が本人の代弁、本人と雇用者側の橋渡し役になれば、そこまでこじれずに済むのかもしれないが、それができていない。

②障害者雇用であっても理解がなく、支援もないケース

たい。

○発達障害がある人もしくは発達障害があると思われる人の就労の状況現在の障害者自立支援法の下で、確かに全体としての障害者雇用促進の動きは認められ、障害に関する知識の普及・啓発もなされてきているが、その一方で、とかく本人をこの法制度に当て嵌めるべく「障害者にする(診断させる、手帳をとらせる)動き」になりがちである。そして本人に障害受容させることを支援と取り違えることになり、高機能広汎性発達障害(HPDD)の人などは特に、それを強いることで支援から切れてしまう(自ら切ってしまう)人が増えることにもつながっている。これは発達障害の人たちに対して、皮肉にも現状の就労支援の仕組みそのものが、就労から排除の方向へと(権利擁護でなく差別へと)バイアスをか

本人が自分の障害について、特性や得手不得手(コミュニケーションが苦手、状況の判断ができないなどそれが障害によるものであること)を雇用者側に伝えていても、理解されない。「それは社会人として常識」と出来ることが当たり前であると指摘される。出来ないという特性が分かってもらえない、出来ないことが現れにくい職場状況もあるので、雇用者側が支援を求めないため、支援者がそこに介入できない。雇用者側の感覚として、支援というより指導・介入と受け止めがちである。そこで支援者は、職場状況が変わらない中、外部から本人を支持し、気持ちの受け手となるのみである。その一方で、区市の就労支援センターなどで、地道に関わり続けている支援者もいる。その支援者側の感触としては、雇用者側に向けて、その苦労を共有するなど、むしろ伴走する姿

けることになってしまっている例が少なからずあるということである。また単純に、障害特性を雇用者側に伝えれば支援につながるというものでなく、その人の生きにくさや人としての特性が外側から分かりにくいこと、発達障害といっても個々に異なること、ときには支援者をはじめ職場の上司・同僚など本人に関わる周囲の人からの無理解や誤解も、本人にとって大きな障壁になり得る。単なるマニュアルでは支援が進まない。関係性の中で、本人が疲弊し、本人に関わる周囲の人も疲弊しやすいという現状がある。

以下、具体的なケース(特にHPDDの人の状況)を事例として挙げる。

①発達障害の診断があり、自らも障害特性を自覚しながら一般就労している場合で、雇用者側にその内容を伝え配慮を求めるが、理解や支援が得られないケース

勢から雇用者側に関わることの必要性を感じている。

[意見]

発達障害者にかかわる就労支援は、いくつかの層に分かれた支援が必要である。

基本層は、当事者の発達過程において形成されたパーソナリティの特性を理解し信頼関係を形成するための支援であり、これは家庭および生活介護事業所などの「居場所」から、就労支援につなぐ介護層である。

次に、さらにステップを上げて当事者の能力を発揮できる作業場所を確保する。ここで人間関係の安定と当事者の特性に適切な作業種目が選択できる条件整備が必要である。この部分が現在の法制度下で不足している部分である。

さらにここから実習を経て、他の就労支援事業所などの福祉的就労や、

整備された労働環境としての特例子会社、一般企業での障害者雇用へと進む体制整備の中で、就労してから引き続き職場の中に入り込む形でのサポートや、場合によっては、そうした従来の就労のかたちに拘ることなく、上記の本人にあった作業内容や適切な支援の受けられる作業場所に居続けられる選択の出来るような、多様な活動形態を保障することも求められる。

1) 求職活動を行うに当たって、各就労支援機関に求めること(支援など)

発達障害者は、特に想像力の障害をもつために、就労のイメージを具体的に描けていない場合が多い。具体的には、現場に同行したり、仕事の流れを実際にみたりという相談を具体的にを行うことが、一般の知的障害

の就労支援より濃密に関わってもらいたい部分である。従って相談というよりは、就労支援機関は、本人の立場に立って分かり易い具体的な提案を本人に対して行う事が必要である。

2) 企業において継続して働き続けるために、各就労支援機関に求めること(支援など)

一般企業での発達障害者への受け止め方としては、「仕事のできなさが明らか、変わらない。対人関係面で周囲の人とのトラブルが絶えない」などが困っている内容として挙げられ、その人が診断のない場合などは「本人に認識させるには、受診させるには、どうしたらいいか」といった相談になっていくケースが多い。この場合、受診は本人には障害を認識してもらうためであり、同時に周囲の社員にはその人に障害がある

ため仕事ができないことや、配慮が必要なことを納得させるために行いたいということである。中には、どうかその人の雇用を継続するために、周囲の人による対応の仕方を知りたいと、本人への理解を示す雇用者もあり、疲弊しながらも発達障害の人たちに付き合っているケースもある。こうしたケースは中小企業にあることが多く、未診断のため障害者雇用のカウントにならないことから制度的にも何も得られないので、まずは、少しでも補助金などの金銭的支援制度が必要である。

また直接本人と共に働く周囲の人への支援が現状では皆無であるので、企業内で決まった人が個人的に抱え込み、孤立し疲弊しやすい。企業内だけで対処しているため、周囲としてはすでに配慮しているにも拘わらず、本人にはそれでも仕事がしにくいことになっていて、その努力が実

を結んでいないことも多い。その苦労を分かってもらえる人の存在が企業内にいない、対応の工夫に限度があるなど、本人に関わる人への支援が必要である。ジョブコーチ等支援制度があっても、外部機関の介入を受け入れない企業も多い。このように発達障害で就労した人が継続的に仕事を続けるためには、発達障害を理解した第三者による継続的なフォローが必要である。能力的にある程度のレベルがあると、①仕事はできるが、職場での人間関係を誤解してしまい、仕事以外の部分で混乱する。②与えられた仕事をこなせるので、要求水準を高くしすぎて急に困難性が増す。などがよくある。また慣れてくると職場の人達も、発達障害をもつ人の困難性に対して無自覚になりがちである。自閉症・発達障害の人の就労についての安定は、仕事を増やしたり、変えたりする時は、慎

重な配慮が必要である。またそのことに相談にのっていくような継続的なフォローも求められている。

3) 1及び2のほか、各就労支援機関に求めること(支援など)

すべての発達障害者にとっての望ましいゴールが一般就労であるといった一元的な価値観だけで法制度を作るのではなく、多様な「働く」形態を認め、それに見合った場の提供自体の法制度化が望まれる。そしてそれを提供する主体として求められるのが、発達障害者を理解している支援者とその所属機関である。現状では、一般就労(障害者就労)か福祉就労(B型就労支援事業)かどちらかの選択肢しか事実上なく、その内容はさまざまだが、それぞれに求められる枠がHPDDの人には不適合となることが多い。そこで、柔軟に対応していく場(居場所、余暇支援、

ミニワーク)の提供ができるように、既存の福祉機関が多様に対応することが求められる。また、そうしたことの試行事業に対する補助金等の支援を、長期的に実施するような法制度も必要である。

また、たとえ障害者雇用に伝統のある企業でも、HPDDの人達は一般知的障害者の雇用と同様に対応した時に、混乱が生じる。知的障害の雇用での経験だけで対応すると定着支援が難しくなることもあるので、HPDDの就労の固有性を職場の人達に理解してもらう啓発的な活動も必要である。

ケンケンパ部会 活動報告

～成人のための高機能・アスペル
ガーネットワーク会議～

2月は本当に底冷えの冬となりま
した。体調管理など例年以上に
難しいところではないかと思いま
す。しかしながら周りを見ると、梅
のつぼみはそんな中でもふくふくと
丸みをおびて春を上げようとい
ばっているように見えました。

さて2月12日の日曜日、近畿の各
自閉症協会と発達支援センターの代
表者による連絡会議が大阪でありケ
ンケンパからも出席いたしました。
各団体よりさまざまな問題や課題、
取り組みが報告されました。大まか
のところでは以下のような状況で

4. 就労、再就職に対しての相談場
所
5. 成人になってから気づく障がい
のフォロー（当事者、保護者）

当事者と保護者の思いがなかなか折
り合いつかないのが成人期の難しさ
だと感じました。
高機能であるがゆえに複雑な面もあ
り、自閉症の事が保護者にはわかり
づらいという話でもありました。そんな
ところで最後にその当事者の方から
わたしたちへこの障がいとは？とい
う投げかけに
ADHD（注意欠陥多動症）とは「自動
注意の障がい」、自閉症とは「自動
緩和の障がい」であると言われたの
が印象に残りました。まだまだ課題
は多く、各機関、当事者、保護者は
模索の中ですが、何をもってゴール
とするのか。結果ありきではなくそ
の人が歩むプロセスを大切にしく

ず。（矢印は特に強調されていた県
です。）

1. 相談者の半数以上が成人になり
つつある→大阪府
2. 深刻な問題が多い（ひきこもり、
離職、退職等）→近畿全部
3. 高機能と診断された中にボーダー
である可能性。（言葉の理解が実は
そこまでいたっていない）→京都府
4. 他機関（NPO 団体や教育団体、
若者サポート団体）とのリンクの充
実をはかる。→近畿全部
5. 高校や大学内での支援の強化（学
校生活、就活等）→奈良県
6. 成人の子供さんを持つ保護者の
ためのセルフヘルプ→大阪府、京都
府
7. 当事者、保護者の家庭などへの
巡回制度→大阪府
8. 成人のためのグループワーク
（ソーシャルスキルトレーニング）
→京都府

てはならないと私自身はこの会議に
でて強く感じました。またこれをう
けてケンケンパでも活動に反映して
まいりたいと思います。（飯田）

療育部・成人部合同部会

療育部、成人部からのお知らせです
今年も療育部成人部の合同部会を開
催します。

皆さんでお食事しながら、おしゃ
べりしませんか。

気軽に御参加ください。
当日のお弁当の手配がありますので
3月3日までに
下記の各役員まで申し込みくださ
い。

日時 3月13日火曜日
10時～13時まで
場所 大和郡山市福祉会館 会議室
★療育部の方は 仮屋
sas_rocknrollsuperman@yahoo.

9. 保護者のためのペアレントメン
ター養成事業→滋賀県
 10. 地域におけるキーパーソン養成
事業、コンサルテーション→滋賀県
 11. 就活時の相談、就職後、再就職
の相談、関係機関への紹介→近畿全
部
- 午後からは当事者による発表とシン
ポジウムがあり、当事者、支援者、
保護者も講演に参加され日頃感じて
いる問題をシンポジストを交えて、
質疑応答が活発にされました。以下
の問題が取り上げられました。

1. 親として身につけさせたいこと
→家の手伝い（料理、買い物等）、
親の会の運営等
2. 二次障害が起こっている場合→
医療機関へのスムーズなリレーシ
ョンの課題
3. 当事者間の自助会の運営、若者
サポートステーションへのリンク

co.jp
TelとFax 0745-61-4110
★成人部の方は 田中
0745-32-1035
携帯 090-7969-0428
携帯メール
ken-tan.m4@ezweb.ne.jp
パソコンメール ken-tan@m4.kcn.
ne.jp



**「地域の就労支援の在り方」
に関する意見**

2012. 02. 14 参考資料

■社団法人日本自閉症協会 (会長
山崎晃資)

設問

1) 求職活動を行うに当たって、各就労支援機関に求めること (支援など) はなんですか。

2) 企業において継続して働き続けるために、各就労支援機関に求めること (支援など) はなんですか。

3) 1 及び 2 のほか、各就労支援機関に求めること (支援など) はなんですか。

上記設問について意見を出すに当たっては、その前提として以下のような状況があることをまず申し述べたい。

○発達障害がある人もしくは発達障害があると思われる人の就労の状況

現在の障害者自立支援法の下で、確かに全体としての障害者雇用促進の動きは認められ、障害に関する知識の普及・啓発もなされてきているが、その一方で、とかく本人をこの法制度に当て嵌めるべく「障害者にする (診断させる、手帳をとらせる) 動き」になりがちである。そして本人に障害受容させることを支援と取り違えることになり、高機能広汎性発達障害 (HPDD) の人などは特に、それを強いることで支援から切れてしまう (自ら切ってしまう) 人が増えることにもつながっている。これは発達障害の人たちに対して、皮肉にも現状の就労支援の仕組みそのものが、就労から排除の方向へと (権利擁護でなく差別へと) バイアスをかけることになってしまっている例が少なからずあるということである。また単純に、障害特性を雇用者側に伝えれば支援につながるというもの

でなく、その人の生きにくさや人としての特性が外側から分かりにくいこと、発達障害といっても個々に異なること、ときには支援者をはじめ職場の上司・同僚など本人に関わる周囲の人からの無理解や誤解も、本人にとって大きな障壁になり得る。単なるマニュアルでは支援が進まない。関係性の中で、本人が疲弊し、本人に関わる周囲の人も疲弊しやすいという現状がある。

以下、具体的なケース (特に HPDD の人の状況) を事例として挙げる。

①発達障害の診断があり、自らも障害特性を自覚しながら一般就労している場合で、雇用者側にその内容を伝え配慮を求めるが、理解や支援が得られないケース

このケースが職場内で苦慮している内容に、「健常者として働くか、障害者として働くか」を求められたり、「休職し病気を治してくるか、

訓練を受けるように」と指導されたり、「この仕事は合わないからと退職を」と迫られたりなど、職場で人と相談できる関係になく本人が追い詰められているということがある。支援者はいるが、外部で本人に関わるのみで、雇用者側に関わるのができにくい。本人と雇用者側の直接的なやりとりになるので、本人が言葉で説明ができない、話ができず“やりとりにならない”状況になりやすく、相互にずれてしまう。支援者などの第三者が本人の代弁、本人と雇用者側の橋渡し役になれば、そこまでこじれずに済むのかもしれないが、それができていない。

②障害者雇用であっても理解がなく、支援もないケース

本人が自分の障害について、特性や得手不得手 (コミュニケーションが苦手、状況の判断ができないなどそれが障害によるものであること)

を雇用者側に伝えていても、理解されない。「それは社会人として常識」と出来ることが当たり前であると指摘される。出来ないという特性が分かってももらえない、出来ないことが現れにくい職場状況もあるので、雇用者側が支援を求めないため、支援者がそこに介入できない。雇用者側の感覚として、支援というより指導・介入と受け止めがちである。そこで支援者は、職場状況が変わらない中、外部から本人を支持し、気持ちの受け手となるのみである。その一方で、区市の就労支援センターなどで、地道に関わり続けている支援者もいる。その支援者側の感触としては、雇用者側に向けて、その苦労を共有するなど、むしろ伴走する姿勢から雇用者側に関わることの必要性を感じている。

[意見]

発達障害者にかかわる就労支援は、

いくつかの層に分かれた支援が必要である。

基本層は、当事者の発達過程において形成されたパーソナリティの特性を理解し信頼関係を形成するための支援であり、これは家庭および生活介護事業所などの「居場所」から、就労支援につなぐ介護層である。次に、さらにステップを上げて当事者の能力を発揮できる作業場所を確保する。ここで人間関係の安定と当事者の特性に適切な作業種目が選択できる条件整備が必要である。この部分が現在の法制度下で不足している部分である。

さらにここから実習を経て、他の就労支援事業所などの福祉的就労や、整備された労働環境としての特例子会社、一般企業での障害者雇用へと進む体制整備の中で、就労してからも引き続き職場の中に入り込む形でのサポートや、場合によっては、そ

うした従来の就労のかたちに拘ることなく、上記の本人にあった作業内容や適切な支援の受けられる作業場所に居続けられる選択の出来るような、多様な活動形態を保障することも求められる。

以下、各設問に対する意見を述べる。

1) 求職活動を行うに当たって、各就労支援機関に求めること(支援など)

発達障害者は、特に想像力の障害をもつために、就労のイメージを具体的に描けていない場合が多い。具体的には、現場に同行したり、仕事の流れを実際にみたりという相談を具体的にを行うことが、一般の知的障害の就労支援より濃密に関わってもらいたい部分である。従って相談というよりは、就労支援機関は、本人の立場に立って分かり易い具体的な提案を本人に対して行う事が必要である。

2) 企業において継続して働き続けるために、各就労支援機関に求めること(支援 など)

一般企業での発達障害者への受け止め方としては、「仕事のできなさが明らか、変わらない。対人関係面で周囲の人とのトラブルが絶えない」などが困っている内容として挙げられ、その人が診断のない場合などは「本人に認識させるには、受診させるには、どうしたらいいか」といった相談になっていくケースが多い。この場合、受診は本人には障害を認識してもらうためであり、同時に周囲の社員にはその人に障害があるため仕事ができないことや、配慮が必要なことを納得させるために行いたいということである。中には、どうかその人の雇用を継続するため、周囲の人による対応の仕方を知りたいと、本人への理解を示す雇用者もあり、疲弊しながらも発達障害

の人たちに付き合っているケースもある。こうしたケースは中小企業にあることが多く、未診断のため障害者雇用のカウントにならないことから制度的にも何も得られないので、まずは、少しでも補助金などの金銭的支援制度が必要である。

また直接本人と共に働く周囲の人への支援が現状では皆無であるので、企業内で決まった人が個人的に抱え込み、孤立し疲弊しやすい。企業内だけで対処しているため、周囲としてはすでに配慮しているにも拘わらず、本人にはそれでも仕事がしにくいことになっていて、その努力が実を結んでいないことも多い。その苦勞を分かってもらえる人の存在が企業内にいない、対応の工夫に限度があるなど、本人に関わる人への支援が必要である。ジョブコーチ等支援制度があっても、外部機関の介入を受け入れない企業も多い。このよう

に発達障害で就労した人が継続的に仕事を続けるためには、発達障害を理解した第三者による継続的なフォローが必要である。能力的にある程度のレベルがあると、①仕事はできるが、職場での人間関係を誤解してしまい、仕事以外の部分で混乱する。②与えられた仕事をこなせるので、要求水準を高くしすぎて急に困難性が増す。などがよくある。また慣れてくると職場の人達も、発達障害をもつ人の困難性に対して無自覚になりがちである。自閉症・発達障害の人の就労についての安定は、仕事を増やしたり、変えたりする時は、慎重な配慮が必要である。またそのことに相談にのっていくような継続的なフォローも求められている。

3) 1及び2のほか、各就労支援機関に求めること(支援など)

すべての発達障害者にとっての望ましいゴールが一般就労であるといっ

た一元的な価値観だけで法制度を作るのではなく、多様な「働く」形態を認め、それに見合った場の提供自体の法制度化が望まれる。そしてそれを提供する主体として求められるのが、発達障害者を理解している支援者とその所属機関である。現状では、一般就労(障害者就労)か福祉就労(B型就労支援事業)かどちらかの選択肢しか事実上なく、その内容はさまざまだが、それぞれに求められる枠がHPDDの人には不適合となることが多い。そこで、柔軟に対応していく場(居場所、余暇支援、ミニワーク)の提供ができるように、既存の福祉機関が多様に対応することが求められる。また、そうしたことの試行事業に対する補助金等の支援を、長期的に実施するような法制度も必要である。

また、たとえ障害者雇用に伝統のある企業でも、HPDDの人達は一般知

的障害者の雇用と同様に対応した時に、混乱が生じる。知的障害の雇用での経験だけで対応すると定着支援が難しくなることもあるので、HPDDの就労の固有性を職場の人達に理解してもらう啓発的な活動も必要である。

以上





①ソーシャルストーリー勉強会 (1月例会) & 岡田先生を迎えての勉強会 (3月例会)

ケンケンパの1月+3月例会は昨年に引き続きソーシャルストーリーに関する勉強会を開催します。

まずは1月の勉強会にて、ソーシャルストーリーの概要をつかみ、子どもに分かるように世の中のことを教えるストーリーを各自作成できるよう学んでいきます。

3月6日には滋賀医科大学小児科非常勤講師そして教育巡回相談事業のスーパーヴァイズでもある岡田先生をお迎えし、勉強会を開催します。本年度も各自で作成したソーシャルストーリーについて先生よりアドバイスしていただく予定です!!

先生からのアドバイスであっという間に子どもにやさしいストーリーへと変貌していく様は感服させられます。ソーシャルストーリーの奥深さを知る機会になると思います。是非ご参加ください。お待ちしております。

勉強会には、以下の本を使用します。参加希望の方はご持参ください(無理に買わなくてもOK)。

「お母さんと先生が書く ソーシャルストーリーTM」キャロル・グレイ著 服巻智子訳・解説

参加希望もしくは問合せはメールアドレス: info@kenkenpa.org まで。



◆1月例会 ソーシャルストーリー勉強会◆

日時:平成24年1月30日(月)AM10:00~13:00

場所:大和郡山市福祉会館 2階会議室

※お車で越しの際は、保健所と福祉会館の間の道に入り、奥の平面巨大駐車場をご利用ください。

◆3月例会 岡田先生を迎えてソーシャルストーリー勉強会◆

日時:平成24年3月6日(火)AM10:00~12:30

場所:未定(次回きずなにてお知らせします)

講師:滋賀医科大学 非常勤講師 岡田真子先生

②感覚統合療法について～パート2～学習面・生活面…他(2月例会)

◆2月例会 宮崎先生を迎えて感覚統合勉強会◆

日時:平成24年2月6日(月)AM9:30~13:00

場所:大和郡山市福祉会館 2階会議室

講師:奈良県総合リハビリテーションセンター 作業療法士 宮崎義博先生

前回9月に行いました「感覚統合療法」の勉強会パート2を開催いたします。

会員の方ならどなたでも大歓迎です。

また、参加ご希望の方へは事前に宮崎先生への質問をお受けしたいと思います。

宮崎先生にお聞きしたいこと(家で、こういう時にどう対応したらいいの?家庭や学校で困っていること・・・など)があれば、ケンケンパメールアドレス、またはケンケンパ世話人の吉川まで、ご連絡ください。資料の準備都合上、事前に参加申し込みを受け付けたいと思います。

参加ご希望の方はケンケンパメールアドレス ml@kenkenpa.org

または、世話人 吉川 mikana0128@ybb.ne.jp、Tel&Fax 0745-31-0592

まで、連絡下さい。 たくさんの方の参加をお待ちしています。



平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会 主催

サポートブック作成&グループ相談会 派遣依頼募集

サポートブックは、障害のある人のための支援ツールとして、保護者が近くにいないときに最低限の安全を守れるように、初めて接する人とよりよいコミュニケーションがとれるようにという保護者の願いのもと、つくられ始めるようになりました。

必要な個所を必要とときに見て貰うことができるように、障害をもつ子どもの成長にあわせてバージョンアップを行い、保護者がより最新のものへと管理しながら障害をもつ子どもと一緒に楽しみながら作成いたします。その活用方法としては 本人活動の時のボランティアの方に、ショートステイ先の支援員やヘルパーさんに、また 幼稚園や学校の先生方に、さらに 水泳などの習い事のインストラクターや おじいちゃん・おばあちゃんや親戚の方へと 様々な用途に使用できます。

本人と周りの方々とのコミュニケーションを促進し 本人が地域で楽しく過ごすために その意義を理解して頂き、有効に活用できるよう、保護者さんだけでなく 支援者の方のグループも大歓迎です。

☆保護者グループや 支援者の団体様からの ご依頼を頂けましたら奈良県自閉症協会ペアレントメンターと奈良H A H A H A キャラバン隊の母が2～5名グループで お伺いいたします。

支援や療育の悩みを グループ相談形式で お受けしながらサポートブック研修と作成のお手伝いを させていただきます。

研修先会場 ; 会場は 申し込みグループ団体様で ご準備をお願いいたします。

ご用意が難しい場合は 当会S K I P 教室を 無料でお貸しいたします。

研修費用 1人 基本として サポートブック資料代500円のみ お願いいたします。

研修日時 8月～2月まで 可能な限り 平日 10:00～14:00の間で2～3時間

問い合わせ先・申込先 TEL・FAX 0743-25-4299(7/20より)

e-mail naraskip@yahoo.co.jp

ふりがな
グループ・団体名

連絡先	TEL/FAX	mail (携帯可)		
	代表者名	男・女 () 歳	会員 非会員	保護者 支援者

研修場所	会場名	参加予定人数 人
	住所	

希望日時	第1希望	月 日 ()	時間	:	~	:
	第2希望	月 日 ()	時間	:	~	:
	第3希望	月 日 ()	時間	:	~	:

希望の返信方法 FAX ・ メール

☆ グループ人数は 何名からでも OKです。(10名以下が理想ですが ご相談させて貰います)

☆ 申し込み頂きましたら 1週間以内にお返事致します。可能なら メール方法が有難いです。

平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

皆さまの地域へ キャラバン隊の巡回公演依頼募集

皆さまのもとへ

奈良県自閉症協会

みんなちがって みんないい



～ 知ってほしいな 自閉症・発達障がいのこと

こんにちは。奈良 HA-HA-HA キャラバン隊です。私達は自閉症の子どもを育てる母親達です。外見からはなかなかわかりにくく誤解されやすい「自閉症」・「アスペルガー症候群」など「発達障がい」とよばれる人達の事を知って頂きたくてこの活動を始めました。

脳の働きにユニークさがある自閉症の人たちの事を「自分の立場」に置き換えて考え理解する事は、なかなか難しい事です。しかし、たくさんの疑似体験を交える事で、少しでも多くの人と自閉症の人達との距離を縮める事ができたらいいなと思います。「困った人ではなく、困っている人だ」という理解があれば、そのユニークさも個性として、「共に安心して生きていける社会」に繋がると私たちは信じています。

『自閉症である事は特別な事ではありません。誰にでも得意なものと苦手なことがあるように、自閉症の人にも出来ることと出来ないことがあります。みんな一人一人違って当たり前なのです。』

そんなメッセージを込めて先生・保護者・児童・支援者、一般の方を対象にお話させて頂いています。

奈良 H A H A H A キャラバン隊 講演依頼先
募集中!!! 日程や内容等
ご相談させていただきます。



～ 公 演 内 容 ～

自閉症って何？
見え方体験
聞こえ方体験
コイン入れ体験
嬉しい接し方
ひび割れ壺
ぼくたちのせかい
母の気持ち
歌 etc...

保護者の団体、グループ
サービス事業所や施設様へ
幼稚園、学校など 何処へでも
ご依頼がありましたら
ご相談の上 お伺いします。



問い合わせ先 TEL/FAX 0743-25-4299
asj_nara_oomiya@yahoo.co.jp

***** 奈良 H A H A H A 隊メンバーは*****

全て自閉症の子供を育てている母たちです。

不思議な 笑える自閉っ子たちから 元気をもらった母より

***** 皆さまをきらきら星の世界へご招待 *****

NPO 法人 奈良県自閉症協会 奈良 HA-HA-HA キャラバン隊



「2月8日の総合福祉部会における「厚生労働省案」への意見と質問」(総合福祉部会 部長 佐藤久夫) についての基本的考え方

平成24年2月17日
厚生労働省障害保健福祉部

<A. 「障害の範囲」について>

① 骨格提言の趣旨に沿って、谷間を生まないために包括的な規定とすべきだと考えるが、新法案においては包括的規定となるのか、それとも例示列举するのか。

② 骨格提言の趣旨に沿って、難病を始め、あらゆる障害者が新法案に基づくサービスを受けられるようにすべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○制度の谷間のない支援として、障害者の定義に新たに難病を位置付け、障害福祉サービスの対象とすることとしているが、対象となる者の

範囲については、政令で定めることとしており、厚生科学審議会難病対策委員会での議論を踏まえ、施行までに検討することとしている。

<B. 「選択と決定」について>

① 現行の障害程度区分を改良するのではなく、骨格提言の趣旨に沿って障害程度区分を使わずに個々人の必要に応じた支給決定が行われるべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

② 24年度予算案で現行の障害程度区分に関する調査・検証の経費を計上しているが、これにより骨格提言が提案する、ガイドラインをベースとした協議調整による支給決定の試行事業を実施するのか。

○支給決定については、国民の理解が得られるよう、制度として客観性・公平性が保たれ、安定的な運営が可能であることを確保することが必要と考えている。

○このような客観性・公平性に係る要請を踏まえれば、まずは障害程度区分に係る課題の整理から具体的に議論していくことが必要であると考えている。平成24年度予算案に障害程度区分に関する調査・検証のための経費として1億円を計上しており、その後、法の施行後5年を目途として、障害程度区分を含めた支給決定の手の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設けることとしている。

○平成24年度予算案に計上した経費は、年間約20万件の認定調査の内容についての詳細な分析や認定調査と提供されているサービスの内容の関連性等の分析等を行うことにより、障害程度区分を含めた支給決定の手の在り方について検討を行っていくための基礎資料を得るためのものである。

<C. 「支援体系」について①>

① 福祉的就労の場で働く障害者の多くに労働法が適用されていない現状を改善するため、骨格提言では、多様な働き方についての試行事業を実施した上で、新たな就労支援の仕組みを検討するとしている。また平成22年6月29日の閣議決定では、福祉的就労への労働法規の適用等につき推進会議や総合福祉部会での議論を踏まえ検討し、平成23年内に結論を得るとしている。新法案において上記試行事業の実施と閣議決定の内容は明言されるのか。

② 骨格提言の趣旨に沿って、利用者の主導により利用者の信任を得た特定の者が、包括的・継続的に利用者の生活と一体的に支援を提供するパーソナル・アシスタンス制度を、対象者を障害種別で限定せずに創設すべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

③ 骨格提言の趣旨に沿って、移動

支援を行動援護・同行支援とともに個別給付化すべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

④ 骨格提言の趣旨に沿って、コミュニケーション支援及び通訳・介助支援を位置付けるべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○サービス体系の在り方については、旧体系から自立支援法の体系への移行が完全施行されるのが今年4月であること。「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「22年改正法」という。)による相談支援の充実や障害児支援の強化が今年4月から施行されることと障害者虐待防止法が今年10月から施行されることを踏まえ、現場の

混乱にも配慮しつつ、サービス提供実態に係るデータや課題を整理した上で、引き続き検討することとしている。

○このため、法の施行後5年を目途に、常時介護を要する者に対する支援、障害者の移動の支援、障害者の就労の支援その他障害福祉サービスの在り方等について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設けることとしている。

○障害者のコミュニケーション支援に関しては、地域生活支援事業における市町村の必須事業として、新たにコミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業を追加することとしている。

<D. 「地域移行」と「地域資源整備」について>

これまでも地域移行は前進しているが、新たな入院・入所者が後を絶たないため結果的にその人数が減少

していないという現状を抜本的に見直すため、骨格提言の趣旨に沿って、地域移行と地域基盤整備10カ年計画を法定化するべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○障害者基本法の改正を踏まえ、日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げるとともに、これに伴い目的を改めることとしている。

○地域移行の推進の在り方については、22年改正法により今年4月から個別給付化される地域移行支援・地域定着支援の実施状況等を踏まえて、引き続き検討してまいりたい。

○また、地域生活の基盤整備については、国が基本指針を定め、地域生活への移行、一般就労への移行等の

障害者施策を円滑に進めるための一定の目標を設定し、地方公共団体は国の基本指針に即して障害福祉計画を策定し、福祉施設入所者・入院中の精神障害者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行等に係る具体的な数値目標に基づき、グループホーム・ケアホーム等の障害福祉サービスの必要見込量を定めて、計画的に整備している。

○現行の仕組みをさらに実効性のあるものとする観点から、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることを新たに規定することとしており、こうした障害福祉計画の状況も踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。

<E. 「利用者負担」について>

「つなぎ法」もなお「1割を上限に家計の負担能力に応じて負担す

る」仕組みであり、課税世帯の厳しい負担、自立支援医療問題など未解決である。収入認定の対象を障害者は本人のみ、未成年者は世帯主のみにし、負担能力を定義すべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○平成22年4月から低所得の障害者等の利用者負担を無料として、実質的に応能負担としている。また、22年改正法において、応能負担であることを法律上も明確化したほか、障害福祉サービス等と補装具の利用者負担を合算し、負担を軽減する仕組みを導入した。

○利用者負担を原則無償とすることや、収入の認定に際して配偶者等の収入を考慮に入れないことについては、財源の確保状況や医療や介護など他の制度との整合性・公平性も踏まえた国民的な議論が必要であることから、引き続き検討してまいりた

い。

<F. 「報酬支払い方式」について>

骨格提言の報酬支払い方式は、施設系と在宅系に区分けし、前者はいわゆる月額払い方式と日額払い方式の併用に、後者は時間割としているが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○日払い方式と月払い方式については、それぞれメリット・デメリットが考えられるが、日払い方式では経営が不安定になってしまうとの指摘については、日払い方式の導入に際しての報酬単価の設定に当たっては、利用率を加味して一定の欠員等にも配慮したこと生活介護等の利用者が急に利用を中止した場合や、施設やグループホーム・ケアホームで生活する者が長期間にわたり入院等した場合の連絡調整や相談援助を加算で評価していること事業者の安定的な経営が図られるよ

う、定員を超えて利用者を受け入れられるようにしていることなどの取組を行っている。

○報酬の在り方については、医療、介護などの他の制度の取組も参考としつつ、事業所の経営実態、各サービスの利用実態等の客観的・具体的なデータに基づいた検討を行ってまいりたい。

<G. 財政負担の仕組みについて>

骨格提言の趣旨に沿って、国庫負担基準を廃止し市町村が支援に要した実際の費用に対して国・都道府県・市町村が負担する仕組みにするべきだと考えるが、新法案においてこの点は明記されるのか。

○国庫負担基準は、訪問系サービスについて、国の費用負担を義務化する一方で、障害福祉に係る国と地方自治体との間の一定の役割分担を前

提に、限りある国費を公平に分配するため、市町村に対する精算基準として定めているものであり、介護の必要度が高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行える仕組みとなっている。

○重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超過している市町村への財政支援については、これまで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていたものを、補助金化して継続的に実施することを平成24年度予算案に盛り込んでいる。

○国庫負担基準を超える分の国から市町村への財政支援の在り方については、国の厳しい財政事情を考慮しつつ、国費を公平に分配する機能をどのような形で担保するかについて、引き続き検討してまいりたい。

平成23年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児・者の社会的自立支援体制構築事業」

特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会主催

平成23年度 保護者の為の自閉症理解と生活支援ワークショップ

自閉症として生まれてきた子供と楽しく過ごすために！

ちょっとした工夫をして、ちょっと考えかたを変えてみて・・・

自閉症の子どもをもつ親どうし、一緒に学びませんか？

- 対象者 : 奈良県内在住の自閉症の診断を受けた子どもの保護者
 子どもの年齢は問いません。全10回 出来る限りご参加出来る方
- 定員 : 20名
- 参加費 : 無料 (23年度 助成金対象になり 参加費無料になりました)
- 講師 : 波多野 伸江先生 (臨床心理士)
- 場所 : 奈良県心身障害者福祉センター (田原本)
 SKIP教室 大和郡山市泉原町10-3 (他)
- 時間 : 10:30~12:30

全8回予定 日程表

日時 (田原本)	内 容	SKIP教室での補修日
9月 8日	自閉症って何？	9月14日、13日
9月22日	評価について 我子の事を知ろう！	9月27日 29日
10月20日	構造化って何？ どうして必要？	10月25日 27日
11月10日	コミュニケーションについて その1	11月15日 17日
12月 1日	コミュニケーションについて その2	12月5日 6日
1月13日	困った行動？どうしたら	1月17日 20日
2月 2日	困った行動？ どうしたら？から 何故？	2月7日 9日
3月 2日	まとめ 質問	3月6日 8日

*21年度・22年度の参加者の引き続きの参加も大歓迎です。

更に 実践内容を取入れて計画中！！

*奈良県心身障害者福祉センターの日程で参加出来なかった回は
 補修日を設けて SKIP教室で ビデオ学習等で対応致します。
 (補修日参加は事前に連絡が必ず必要です。)

*補修日には 毎回の課題ワークのフォロー等も行います。

*リピーターの方向けの フォローアップ内容も用意しました。

以前のSKIP教室から 大和郡山市泉原町に引っ越ししました。
 支援グッズや 個別課題等のいろんな資料や、自閉症や発達障害の本や
 これまでの 講演会ビデオなども置いてありますので補修日には お時間のある限り 見ていただけます。

発行人：関西障害者定期刊行物協会
 住 所：〒543-0015
 大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F
 編集人：河村 舟二
 定 価：100円